

一般社団法人薬学教育協議会北海道地区調整機構支部運営規則 (北海道地区調整機構運営規則)

第1章 総 則

(通則)

第1条 この規則は、一般社団法人薬学教育協議会（以下、「この法人」という。）の定款第2条第2項の規定に基づき設置する北海道地区調整機構（北海道支部、以下、「支部」という。）の組織及び運営についての事項を定めるものである。

2 支部は、従たる事務所を札幌市豊平区平岸1条8丁目5-12 北海道薬事会館内に置く。

(運営方針)

第2条 支部は、この法人の運営方針に従い、その指導の下、必要な事業を行うことを目的とする。

第2章 事 業

(事業)

第3条 支部は、法人の定款に定める目的を達成するため、定款に定められた事業のうち、薬学教育の正規の課程として実施される病院・薬局実務実習の充実・改善と円滑な実施にかかる以下の事業を行う。

- (1) 薬学教育に関する調査・研究・評価
- (2) 薬学教育カリキュラムの検討
- (3) 薬学教育者研修会等の実施
- (4) 薬学部学生の病院・薬局実務実習の調整
- (5) 病院・薬局実務実習の充実・改善と円滑な実施にかかるその他の事業

第3章 会 員

(会員の種別・資格)

第4条 支部の会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学支部正会員 北海道に所在地を有するこの法人の大学正会員
- (2) 団体支部正会員 北海道において第3条の事業を、この法人の団体正会員と連携して実施する団体
- (3) 認定支部会員 支部総会で認めた団体及び個人

2 認定支部会員の資格は2年ごとに見直しする。

(支部委員)

第5条 支部正会員は、支部総会においてその組織を代表する者（以下、「支部委員」、2名とする。）を定め、北海道地区調整機構委員長（以下、「支部長」という。）に届け出なければならない。

2 前項の支部委員を定めるときは、予め1名を議決権行使者、他の1名をその代理権者として支部長に届け出るものとする。

3 支部委員を変更したときは、支部正会員は、速やかに所定の変更届を支部長に届け出なければならない。

(入退会)

第6条 支部に入会しようとする者は、入会申込書を支部長に提出するものとする。ただし、第4条(1)及び(2)の支部正会員については入会申込書の提出は不要とする。

2 支部長は、提出された入会申込書に基づき、支部役員会の承認を得て支部総会において入会の諾否を決し、その結果を申込者に通知するとともにこの法人の代表理事に報告する。

3 退会するものは、退会届を支部長に提出するものとする。

(会費)

第7条 支部の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、支部会員は、支部会員になった時及び毎年、支部総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第4章 支部役員等

(役員等)

第8条 支部の運営のために、次の役員を置く。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 支部長(北海道地区調整機構委員長) | 1名 |
| (2) 副支部長 | 4名以内 |
| (3) 運営委員 | 16名以内 |
| (4) 監事 | 2名以内 |

2 前項(1)以外の役員の定数は、支部総会の議決を経て別に定める。

3 支部に会計及び出納責任者を置く。

(選任等)

第9条 支部長は、支部総会において、候補者を選出することとし、選出された候補者について代表理事がこの法人の理事会の承認を得て委任するものとする。

2 副支部長及び運営委員は、支部長の推薦する委員を候補者として、支部総会において選任するものとする。この場合、予め支部長の代行権者の優先順位を定めておくこととする。

3 監事は支部長の推薦する支部委員又は認定支部委員(個人)を候補者として、支部総会において選任するものとする。ただし、監事は支部の他の役員を兼ねることはできない。

4 会計責任者は、支部長とする。

5 出納責任者は、支部役員の中から支部長が指名する。

(職務)

第10条 支部長は、支部を代表し、支部に関する会務を総理する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は支部長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 運営委員は、役員会を構成し、支部の業務を分担するとともに、別に定める決議に加わる。

4 監事は、役員の職務の執行及び支部会計を監査し、法令に定めるところにより監査報告をする。また、役員会に出席し、その職務について意見を述べる。

5 出納責任者は、支部の入出金に関する事務を管理する。

(任期)

第11条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する最終事業年度の通常支部総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、すでに選任されている他の役員の残任期間と同一とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第12条 役員は、いつでも、支部総会の決議によって解任することができる。ただし、支部長の解任はこの法人の理事会の承認を得て代表理事が行う。

(報酬)

第13条 役員（支部長、副支部長、運営委員及び監事）は無報酬とする。

第5章 支部総会及び支部役員会

(支部総会)

第14条 支部総会は、支部委員及び認定支部会員をもって組織する。

2 支部総会は、通常支部総会と臨時支部総会とする。

3 支部総会の議長は、支部長がこれにあたる。

4 支部正会員は支部総会において1個の議決権を有し、予め届け出た議決権行使者がこれを行使する。

5 認定支部会員は支部総会において1個の議決権を有する。

6 この法人の代表理事及び代表理事の指名する理事は、支部長の求めにより、支部総会に出席することができる。

(支部総会の招集)

第15条 支部長は、毎年4月に通常支部総会を招集する。また、必要に応じ、臨時支部総会を招集する。

2 支部総会の議案、定足数等、運営に関する規則は別に定める。

(支部総会の決議)

第16条 支部総会は、本規則に定めるものの他、次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) 認定支部会員の入会に関する事項

(4) その他、支部の運営に関する事項

2 支部総会の決議は、支部正会員及び認定支部会員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(支部役員会)

第17条 支部役員会は、支部長、副支部長、運営委員、監事をもって構成し、構成員の過半数の出席を要する。

2 支部役員会の議長は、支部長がこれにあたる。

3 支部役員会の運営に関する規則は別に定める。

(支部役員会の招集)

第18条 支部長は、必要に応じて支部役員会を招集する。

(支部役員会の決議)

第19条 支部役員会は、本規則に定めるものの他、次の事項を決議する。

(1) 支部総会に付議すべき事項

(2) 支部総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) その他、支部総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

2 支部役員会の決議は、議長及び監事を除く出席役員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決するところによる。

(議事録)

第20条 支部総会の議事録は、支部長及び出席委員2名以上の記名押印の上、これを保存する。

2 支部役員会の議事録は、支部長及び出席委員1名以上の記名押印の上、これを保存する。

(委員会)

第21条 支部は、業務の円滑化を図るため、委員会等の設置をすることができる。

2 委員会等に関する事項は支部役員会が別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第22条 支部の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 本部からの交付金

(2) 支部会費

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生じる果実及びその他の収入

(5) 寄付金品

2 支部の資産は支部長が管理する。

(経費の支弁)

第23条 支部に必要な経費は、支部の資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算書)

第24条 支部の事業計画及び収支予算書は、毎年2月末までに支部役員会の承認及び支部総会の決議を経て、支部長が決める。

2 前項の収支予算書は、毎年2月末までに、支部長がこの法人の代表理事に報告しなければならない。

(事業報告及び収支決算書)

第25条 支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 毎事業年度終了後、支部長は速やかに支部の事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査及び支部総会の承認を得たうえで、この法人の代表理事に報告しなければならない。

3 この法人の代表理事は、支部の役員の活動、事業の計画及び執行状況等について報告を求めることができる。

第7章 支部事務局

(支部事務局)

第26条 支部の事務処理を行うため、事務局を置く。

2 事務局に若干の事務職員を置く。

3 事務局に必要な事項は、役員会の承認を得て支部長が決める。

(備え置く帳簿及び書類)

第27条 事務局には、次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

なお、当該帳簿及び書類は、この法人の定款に従い保存しなければならない。

(1) 支部規則

(2) 支部会員名簿

(3) 支部役員名簿

(4) 総会及び役員会の議事録

(5) 事業計画書

(6) 収支予算書

(7) 事業報告書

(8) 収支決算書

(9) 監査報告書

(10) その他必要な帳簿及び書類

第8章 支部の廃止

(北海道支部の廃止)

第28条 支部の廃止は、支部長が総会の決議によりこの法人の代表理事に報告しなければならない。

2 支部の廃止は、前項の報告を受けてこの法人の理事会の決議により行うものとする。

(規則の変更)

第29条 この規則の変更は、支部総会の議決を経て、この法人の理事会の決議により行うものとする。

(附則)

この規則は、平成28年4月17日から施行する。

この規則は、平成29年2月 8日から施行する。

この規則は、令和 6年3月15日から施行する。